

社会福祉法人京都社会事業財団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都社会事業財団定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、出張及び旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 理事に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で報酬を支給する。
- (4) 監事に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、次の通り支給する。

- (1) 報酬は、月額をもって支給するものとし、翌月末日に支払うものとする。ただし、報酬の支給日が休日にあたる場合は、その日前の最も近い休日でない日に支払うものとする。
- (2) 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日より実施する。
この規程は、平成22年9月1日より実施する。
この規程は、平成27年4月1日より実施する。
この規程は、平成29年4月1日より実施する。
この規程は、平成31年4月1日より実施する。
この規程は、令和5年6月24日より実施する。
この規程は、令和6年4月1日より実施する。
この規程は、令和6年6月21日より実施する。

別表（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円（税込）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円（税込）

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円（税込）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円（税込）

（３）監事

	日額
監事監査への出席	30,000円（税込）
理事会等会議への出席	20,000円（税込）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円（税込）

（４）顧問

	日額
理事会等会議への出席	20,000円（税込）
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円（税込）